

# 令和3年 第10回定例教育委員会

令和3年10月26日（火）  
午後2時から  
宮代町役場202会議室

## 1 開会の宣言

教育長

## 2 あいさつ

## 3 概要報告

## 4 事務局報告

- (1) 教育総務関係 . . . . . P1
  - ア 令和3年度教育委員会事務事業（上半期）の執行状況について（別冊）
- (2) 学校教育関係 . . . . . P2
  - ア 11月の行事予定について
  - イ 11月の事業予定について
- (3) 生涯学習関係 . . . . . P4
  - ア 11月の事業予定について

## 5 審議案件

### 議案第23号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について . . . . P5

### 議案第24号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について . . . P7

## 6 その他

## 7 次回教育委員会について

## 8 閉会宣言

教育長



## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

ア 令和3年度教育委員会事務事業（上半期）の執行状況について

別冊「教育委員会事務事業の執行状況（上半期）」

## (2) 学校教育関係

### ア 11月の行事予定

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(月)	彩の国教育週間～11/7 振替休業日(東)	彩の国教育週間～11/7 生徒会役員選挙(百)
2日(火)		三者面談～5日(須)
3日(水)	文化の日	文化の日
4日(木)		三者面談～11日(前)
5日(金)	町委嘱研究発表会(百)	合唱祭・生徒会引継ぎ式(百)
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	個別懇談～16日(東)	生徒会役員選挙(須) 教育相談～15日(百)
9日(火)		町研書き初め実技研修会<会場：須>
10日(水)	かえでキッズタイム(須) 芸術鑑賞会(百)	東部地区学力検査<中>
11日(木)		
12日(金)	全校遠足(須)	文化祭・合唱コンクール(須)
13日(土)		
14日(日)	県民の日	県民の日 修学旅行～16日(前)
15日(月)		生徒会引継ぎ式(須)
16日(火)	3年社会科見学(百)	放課後の学習会～17日(須)
17日(水)	不審者対応避難訓練(百)	3年福祉体験学習・PTAあいさつ(百) 3年休業日(前)
18日(木)		3年期末試験～19日(須・百)
19日(金)	宮代道德の日 ふれあいデー 修学旅行～20日(笠)	宮代道德の日 ふれあいデー 生徒会引継ぎ式(前)
20日(土)	校内持久走大会(須) 学習発表会(百) ロードレース大会(東) 土曜授業(笠)	
21日(日)		

22日(月)	書き初め競書会(須) 芸術鑑賞教室(東)振替休業日(笠)	
23日(火)	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24日(水)	個人面談～30日(須)	3年期末試験～11/25(前)
25日(木)	学校評議員会(須)音楽会①(東)	
26日(金)	音楽会②(東)校内持久走大会(笠)	音楽祭(前)
27日(土)		
28日(日)		
29日(月)	民生委員・児童委員連絡協議会(須) 修学旅行～30日(東)	生徒会あいさつ運動(百)
30日(火)	書き初め競書会(百・笠)	放課後の学習会～12/1(須)

イ 11月の事業予定について(教育委員会)

日付	内容	場所
4日(木)	教育長ヒアリング(小中学校)	役場202会議室
11日(木)	第2回就学支援委員会	進修館小ホール
16日(火)	人権教育担当者会	役場204会議室
18日(木)	子ども環境会議web	各校
19日(金)	ICT活用法研修会	オンライン
24日(水)	社会科副読本編集委員会	役場204会議室
24日(水)	子ども人権講座	須賀小・東小
26日(金)	第2回いじめ不登校対策連絡会議	役場202会議室

## (4) 生涯学習関係

### ア 11月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
14日（日）、 28日（日） 9:30～11:30	<p>令和3年度こども大学みやしろ</p> <p>■日本工業大学と町、企業・団体が連携して子どもの好奇心を育む機会を提供する子ども大学を実施する。</p> <p>●対象 町内小学4～6年生</p> <p>●日程 第2回講義 11月14日（日）</p> <p>●内容 ・講義「SDGsを学ぼう」 講師 日工大学生環境推進委員会</p> <p>第3回講義 11月28日（日）</p> <p>●内容 ・講義「ウイルス感染のしくみを使った通信」 講師 日工大 平栗 健史先生</p>	日本工業大学
12日（金） 15:00～17:00	<p>有害図書等取扱店舗の巡視</p> <p>■子ども・若者育成支援協調月間（11月）の取り組みとして青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書や雑誌、DVD、CDが町内の店舗で陳列されていないか巡回するもの。</p> <p>●協力 町青少年育成推進員</p>	町内店舗 （コンビニ等）
14日（日） 予備日 21日（日）	<p>町民スポーツ大会サッカーの部</p> <p>●対象 主に18歳以上の町内在住、在勤、在学者で構成されたチーム</p> <p>●費用 1チーム4,000円</p>	宮代町総合運動公園多目的広場

議案第23号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（調整区域）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第7条の規定に基づく調整区域居住者の就学希望の承認について、同規則第8条の規定により議決を求める。

令和3年10月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和4年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（調整区域）

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	2				2		0	0	0				0	▲ 2
百間小	0		3	5				8	0		0	0				0	▲ 8
東 小	0	0		45				45	0	3		0				3	▲ 42
笠原小	0	0	0					0	2	5	45					52	52
須賀中						2	0	2						0	0	0	▲ 2
百間中					0		0	0					2		6	8	8
前原中					0	6		6					0	0		0	▲ 6
小学校計	0	0	3	52				55	2	8	45	0				55	
中学校計					0	8	0	8					2	0	6	8	
合 計	0	0	3	52	0	8	0	63	2	8	45	0	2	0	6	63	

※希望理由	
(1) 調整区域 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・学校環境 ・本人の希望 ・通学路が安全 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き	(2) 通学区域外 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・学校環境 ・本人の希望 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き ・部活動



議案第24号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（通学区域外）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第10条の規定に基づく通学区域外居住者の就学希望の承認について、同規則第11条の規定により議決を求める。

令和3年10月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和4年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（通学区域外）

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小から	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	1	0				1		0	0	0				0	▲ 1
百間小	0		1	2				3	0		1	0				1	▲ 2
東 小	0	1		6				7	1	1		1				3	▲ 4
笠原小	0	0	1					1	0	2	6					8	7
須賀中						1	0	1						1	0	1	0
百間中					1		3	4					1		10	11	7
前原中					0	10		10					0	3		3	▲ 7
小学校計	0	1	3	8				12	1	3	7	1				12	
中学校計					1	11	3	15					1	4	10	15	
合 計	0	1	3	8	1	11	3	27	1	3	7	1	1	4	10	27 <sup>0</sup>	

※希望理由	
(1) 調整区域 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・学校環境 ・本人の希望 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き ・卒業生の誇り	(2) 通学区域外 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・登下校の安全 ・学校環境 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き ・部活動

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成23年12月15日

教委規則第8号

改正 平成27年12月17日教委規則第6号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成14年宮代町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第2章 調整区域制度

第3章 自由選択制度

第4章 転学

第5章 雑則

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、宮代町小・中学校管理規則（平成23年宮代町教育規則第23号）第16条の規定に基づき、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 学校の通学区域は、別表第1に定めるとおりとする。

（学校の指定）

第3条 教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

（通学方法）

第4条 通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

2 通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

(受入れ人数の決定及び公表)

第5条 各学校の受入れ人数は、小学校第1学年の全学級が35人、中学校第1学年の全学級が40人を満たすまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

## 第2章 調整区域制度

(調整区域)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第2に定める。

(選択校の申請)

第7条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(選択校の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

## 第3章 自由選択制度

(自由選択制)

第9条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第1学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

(自由選択校の申請)

第10条 学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(自由選択校の決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認(不承認)通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(抽選)

第12条 教育委員会は、第10条に基づく申請が、第5条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

(補欠員の登録)

第13条 教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

2 前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

(補欠員の就学変更)

第14条 教育委員会は、前条第2項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠員上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

## 第4章 転学

### (転学の申請)

第15条 学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

### (転学の決定等)

第16条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認（不承認）通知書（様式第7号）により保護者に通知するものとする。

## 第5章 雑則

### (委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西条原、大字東条原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目、字中島、字道佛、大字須賀のうち【1693～1697、1700、1701、1704、1705、1709～1726、1872～1887番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東条原のうち【830～1015番地】、大字須賀のうち【1、41、45～48、58、85、110、127～173、175～230、291～311、472～478、1501番地】

別表第2（第6条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東198～214、218、339～450、733～737、740～745、911、921～924、931～1013
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀546、552～583、641～693、964～1019、1099～1110、1121～1123、1629～1639、1727～1760、1766～1803、1810～1811、1892～1938、1973～1991、大字東桑原775、777～784、794、798～800 〔B区域東小学校区より〕 字道佛、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井



宮代町いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町いじめ問題調査委員会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年10月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町いじめ問題調査委員会委員に委嘱したいので、宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和3年11月1日から令和5年10月31日までとする。

宮代町いじめ問題調査委員会委員名簿

任期 令和3年11月1日～令和5年10月31日

番号	職名等	氏名（よみがな）	備考
1	弁護士	宮崎 裕悟（みやざき ゆうご）	埼玉県弁護士会推薦
2	弁護士	馬場 直仁（ばば なおひと）	埼玉県弁護士会推薦
3	公認心理師・ 臨床心理士	岡嶌 浩志（おかじま ひろし）	埼玉県公認心理師協会 推薦
4	大学教授	小野瀬 雅人（おのせ まさと）	学校法人東京成徳学園 推薦

## 【参考】

宮代町いじめ問題調査委員会設置要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 調査委員会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）法第28条第1項各号に規定する重大事態に関すること。

（2）その他教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第3条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 調査委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（会議等の非公開）

第6条 会議及び調査の手続きは、原則公開しない。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

<以下、省略>